

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年9月5日(火)午後3時から
2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室
3. 会議に付した議案等
議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]
議案第22号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫
議案第23号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫
 - ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
 - ・農業者年金の加入促進について
 - ・農業新聞の購読促進について
 - ・地域計画策定に係る意向調査の実施について
4. 委員の出欠
(出席農業委員・6名)
松井 滋樹、澤田 博行、江下 博、高橋 美彦、新村 剛、杉本 久美子
(出席推進委員・8名)
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義
(欠席委員・2名)
中屋 作之、石原 忠則
5. 事務局(3名)
石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

- 会 長 本日、中屋委員、石原委員より欠席の届け出が出ております。それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。議事録署名委員に、江下 博委員、高橋 美彦委員を指名します。これより議案審議に入ります。
- 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案第20号1番について朗読及び説明)
申請地は、市道滑川駅前区画26号線に面する農地です。
申請地は、用途区域内(第1種中高層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
申請地は、申請人が住居を[REDACTED]から[REDACTED]に移したこともあり、長らく休耕田でした。この度、休耕田の有効活用と老後の資産形成を考え、また、娘に資産を残したいとの思いから、アパート経営を計画し、当該申請地に2階建て・計4部屋のアパート建築を計画しました。隣接地には擁壁を設け土砂の流出を防止し、雨水は雨水枡に集約し、前面道路側溝に放流します。汚水は公共下水道に接続します。
- 会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。
- 澤田委員 先日石黒推進委員と現地確認してきました。特に問題ないと思います。
- 石黒推進委員 先日澤田委員と現地確認してきましたが、草が生い茂っていましたが、また、面積が小さく、農地として利用するよりアパートで活用された方がよいと思います。
- 会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件についてですが、次の案件の地区担当は私であり、本来であれば職務代理に進行をお願いしているところですが、本日欠席のため、このまま私の方で進行も務めさせていただきたいと思っております。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第 21 号 1 番について朗読及び説明)

申請地は、市道宮窪上小泉旧県道線に面する農地です。

申請地は、住宅地等が連たんした市街化の傾向がある区域の農地であることから、第 2 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、注文住宅地です。

譲受人は市内で不動産業を営んでおり、この度注文住宅分譲の事業を計画し適地を探していたところ、今回申請地が■■■■町内の中心部にあり、周囲は宅地化しており、保育所・小学校からも近く、ショッピングセンターや飲食店、主要幹線道路も整備され住環境に適した場所であることから関係者の同意を得、計 10 区画の注文住宅地及び道路を整備することとして申請されたものです。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、新設する申請地内道路側溝を介して前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

新村委員

地区担当委員として補足説明をします。図面をご覧になってわかる通り、この辺りは住宅化が進んでおり、基盤整備もしていないため、不整形な小さい田んぼがほとんどで農業するのに苦労しており、担い手の認定農業者からも手が及ばないということで、困っておられる方が多くいらっしゃいます。現場確認をしてきたところ、稲作をしている状態でしたが、地主に話を聞くと、この際手放したいとのことでした。特に問題ないと思います。

開田推進委員

現状につきましては今ほど説明があった通りで、農耕に適さないところであり、住宅地として活用していただくのが好ましいと思います。ということで異議ございません。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長

続きまして、議案第 22 号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5 ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)について、6 ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

7 ページをお願いします。除外願出件数 2 件、2 筆、除外面積 2,202 ㎡。除外願出地は 1 件目が■■■■、1,606 ㎡。除外後の用途は、資材置場です。2 件目は■■■■596 ㎡、除外後の用途は公民館敷地です。

申請地の位置図は 8・9 ページのとおりです。10 ページ以降は、除外地番一覧表となります。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、異議なしということで、議案第 22 号については適正である旨、市長に答申することといたします。

会長

続きまして、議案第 23 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局

本日お配りした資料をご覧ください。今回の資料の郵送に間に合わなかったことからお手元に配布し、本日の議案とさせていただきます。議案の内容について市の担当者よりご説明いたします。

市担当者

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明)
説明させていただいた資料が 31 ページもあることから、この短時間に中身を確認してこの場で意見をいただくのは非常に難しいと思っております。ですので、資料を持ち帰っていただき確認いただいて、もし意見がありましたら、来週の 12 日(火)までに農林課高村もしくは農業委員会事務局までご連絡いただければと思います。特に連絡がなければ意見がなかったものと判断させていただきたいと思います。

事務局

この議案に関しましては、期日までに意見がなければ意見がないものとして事務局の方で同意することとして答申することとします。もし、ご意見があった場合、意見の内容にもよりますが、この構想について根幹を揺るがすものでない限りは、意見を添えて同意することとして答申を考えております。

会長

今ほど事務局より説明のあった通りとしてよろしいでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、そのようにしたいと思います。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・地域計画策定に係る意向調査の実施について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員